公立大学法人福岡女子大学職員給与規程

法 人 規 程 第 14 号
平成 18 年 4 月 1 日制定
令和 7 年 3 月 24 日改正（最終）

（目的等）

第１条　この規程は、公立大学法人福岡女子大学職員就業規則（平成 18 年法人規程第 10 号。以下「就業規則」という。）第 28 条の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

２　この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規程は、就業規則第 3 条第 1 項に規定する職員であって、公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程（平成 18 年法人規程第 15 号）の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

（給与の種類）

第３条　この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、職務付加手当、入試手当、助教講義手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金とする。

（給与の支払）

第４条　この規程に基づく給与は、次条第 2 項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

２　給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

３　給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

（１）職員宿舎の貸付料及び職員宿舎の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの

（２）一般財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

（３）一般財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

（４）前各号に掲げるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるもの

４　第 2 項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

（給料）

第５条　給料は、正規の勤務時間（公立大学法人福岡女子大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 18 年法人規程第 22 号。以下「勤務時間規程」という。）第 2 条に規定する正

規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、職務付加手当、入試手当、助教講義手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金を除いたものとする。

２　宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

（給料表）

第６条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（１）教育職給料表（別表第 1）

（２）事務職給料表（別表第 2）

２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第 3）によるものとする。

３　理事長は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第１項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第７条　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

２　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

３　職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

５　前項の規定にかかわらず、55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

７　休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人福岡女子大学職員出向規程（平成18年法人規程第28号）に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

８　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

９　第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給方法）

第８条　給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。

２　給料の支給日は毎月 21 日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等（勤務時間規程第 8 条第 3 号及び第 4 号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。

３　職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

４　前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

第９条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

２　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

４　第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第 6 条、第 8 条及び第 9 条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給料の調整額）

第１０条　給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないと認めるときは、調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

２　給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 4 に掲げる調整基本額（その額が給料月額の 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額の 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士課程（前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程）を担当する者	2
(2) 大学院担当教員（(1) に掲げる者を除く。） (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教及び助手で理事長が別に定めるもの	1

３　給料の調整額は、給料の一部とする。

４　前 3 項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（初任給調整手当）

第１１条　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額 51,600 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

２　前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

３　前 2 項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（管理職手当）

第１２条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、給料月額に 100 分の 23 を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

（職務付加手当）

第１２条の２　職務付加手当は、前条に定める職以外の職のうち、特にその職務の責任の度合いが高いと理事長が指定するものについて、理事長が別に定めるところにより、予算の範囲内で職務付加手当を支給する。ただし、前条の適用を受けるものにはこれを支給しない。

（扶養手当）

第１３条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（１）22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

（２）22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

（３）60 歳以上の父母及び祖父母

（４）22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

（５）重度心身障がい者

３　扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族である父母等については 1 人につき 6,500 円（教 4 級職員にあっては 3,500 円）とする。

４　扶養親族である子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200 円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第１４条　削除

（地域手当）

第１５条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を

考慮して支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 6.00 を乗じて得た額を超えない範囲内で理事長が別に定める額を月額として職員に支給する。

（住居手当）

第１６条　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が職員を居住させるため設置した住宅（単身者のための施設を含む。）の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、次の各号に定める職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

（１）月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から 16,000 円を控除した額

（２）月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

２　第 18 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第 1 項各号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。

３　第 1 項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第 1 項の規定による額及び前項の規定による額の合計額とする。

４　前 3 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第１７条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、月の１日からその月以後の月の末日までの期間であって６か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（１）前項第１号に掲げる職員　理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

（２）前項第２号に掲げる職員　自動車等の使用距離の区分に応じ、理事長が別に定める額（以下「距離対応額」という。）に支給対象期間の月数を乗じて得た額

（３）前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額

３　第１項第１号又は第３号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額（以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。）は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第２号に掲げる額との合計額とする。

４　支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。

５　前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第１８条　新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長

が別に定める額を加算した額）とする。

３　前２項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第１９条　職員が勤務しないときは、勤務時間規程第 11 条の 2 に規定する時間外勤務代休時間、祝日等（勤務時間規程第 10 条に規定する祝日等をいう。以下同じ。）及びその代休日（勤務時間規程第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第２０条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（以下この条において「勤務 1 時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（１）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務　100 分の 125

（２）前号に掲げる勤務以外の勤務　100 分の 135

２　前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第 9 条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第 2 条第 2 項、第 3 条及び第 6 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

３　この条に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数）により計算するものとし、この場において 1 時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第 1 項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することが命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第 2 項に規定する理事長が定める時間の勤務を除く。以下この条において「第 2 項勤務」という。）の時間の合計時間が、1 か月について 60 時間を超えた職員については、その 60 時間を超えてした第 1 項勤務及び第 2 項勤務の全時間に対して、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 2

項の規定に関わらず、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に第 1 項勤務にあっては、100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、第 2 項勤務にあっては、100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5　勤務時間規程第 11 条の 2 に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えてした第 1 項勤務及び第 2 項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に第 1 項勤務にあっては、100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合、第 2 項勤務にあっては、100 分の 50 から第 2 項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

6　時間外勤務手当は、第 24 条の 2 の別表第 5 に定める業務について第 24 条の 2 に定める入試手当が支給される場合には支給しない。

（休日勤務手当）

第２１条　勤務時間規程第 8 条第 3 号に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第 2 条第 2 項又は第 6 条第 1 項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

2　前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定により、2 暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。

3　休日勤務手当は、第 24 条の 2 の別表第 5 に定める業務について第 24 条の 2 に定める入試手当が支給される場合には支給しない。

（夜間勤務手当）

第２２条　正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき第 23 条に規定する勤務 1 時間当りの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第２３条　前 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に 7 時間 45 分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第２４条　第 12 条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第 8 条、第 9 条又は第 10 条の規定に基づく休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、第 12 条に規定する職にある職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職特別手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあってはその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とする。

（１）第 1 項に規定する場合　同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

（２）前項に規定する場合　同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

４　管理職員特別勤務手当は、第 24 条の 2 の別表 5 に定める業務について第 24 条の 2 に定める入試手当が支給される場合には支給しない。

５　前 4 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（入試手当）

第２４条の２　入試手当は、就業規則第 2 条第 1 項第 2 号に定める職員が別表第 5 の試験種別に掲げる試験において、同表に定める業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、別表第 5 に掲げる試験種別及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。

３　前 2 項に定めるもののほか、入試手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（助教講義手当）

第２４条の３　助教講義手当は、就業規則第 2 条第 1 項第 2 号に定める職員のうち、助教の職位を有する者が講義を単独で 1 科目以上を担当した場合に、その担当期間（当該講義の開講期間）に応じて支給する。

２　前項の手当の額は、月額 10,500 円とし、担当期間が 1 か月に満たない場合であっても全額支給する。

３　前 2 項に定めるもののほか、助教講義手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（期末手当）

第２５条　期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 27 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日（次条及び第 27 条においてこれらの日を「支給日」という。）に同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第 8 条第 2 項の規定を準用する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇となり、又は死亡した職員（第 29 条第 7 項の規定の適用を受ける職員

及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

（１）6 月 1 日を基準日とする期末手当　6 月 30 日

（２）12 月 1 日を基準日とする期末手当　12 月 10 日

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 125 を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第 28 条において「特定管理職員」という。）にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 105 を乗じて得た額）に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）6 か月　100 分の 100

（２）5 か月以上 6 か月未満　100 分の 80

（３）3 か月以上 5 か月未満　100 分の 60

（４）3 か月未満　100 分の 30

３　前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上の職員のうち理事長が別に定めるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

５　第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当を支給しない場合）

第２６条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 39 条第 2 項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（２）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 23 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により解雇された職員。

（３）基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。

（４）次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に

処せられたもの。

（期末手当を一時差し止める場合）

第２７条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から 60 日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60 日経過後にあっては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して 1 年を経過した場合

４　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

５　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

６　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第２８条　勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績

に応じて、それぞれ第 25 条第 1 項に定める支給日に同日におけるこの規程の規定による額を支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に定める額を超えてはならない。

（１）前項の職員のうち教員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 105 を乗じて得た額の総額

（２）前項の職員のうち教員　当該教員の勤勉手当基礎額に 100 分の 94.5（特定管理職員にあっては、100 分の 112.5）を乗じて得た額の総額

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第 25 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 28 条第 3 項」と読み替えるものとする。

5　前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 26 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 28 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6　教員に対する勤勉手当については、第 1 項中「基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。

（休職者の給与）

第２９条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり就業規則第 15 条第 1 項 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3　職員が前２項以外の心身の故障により就業規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4　職員が就業規則第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給す

ることができる。

5　職員が就業規則第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

6　就業規則第 15 条第 1 項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前 5 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7　第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 25 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第 2 項、第 3 項又は第 5 項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

8　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、第 26 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 29 条第 7 項」と読み替えるものとする。

（育児休業等取得者の給与）

第３０条　公立大学法人福岡女子大学職員育児休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 23 号）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

（１）育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。

（２）6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

（３）育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第 7 条第 3 項に規定する理事長が別に定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（４）職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（５）前 4 号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業等取得者の給与）

第３１条　職員が公立大学法人福岡女子大学職員介護休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 24 号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない 1 時間につき第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

2　前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（報奨金）

第３２条　職員（公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成 13 年福岡県条例第 50

号）に基づき、福岡県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）を除く。）のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

２　報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

（特定の職員についての適用除外）

第３３条　第20条、第21条及び第22条の規定は、第12条に規定する職にある職員には適用しない。

（派遣職員等の給与）

第３４条　派遣職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第12条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときはこの規程による手当を支給する。

２　前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第15条に規定する時間外勤務手当は支給しない。

３　前2項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

４　前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（端数計算）

第３５条　第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第25条第4項及び第5項並びに第28条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

２　第25条第2項の期末手当基礎額又は第28条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

３　第29条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（この規程の施行に関し必要な事項）

第３６条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（承継教員に係る経過措置）

２　この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員（以下「承継職員」という。）の給料については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条

例」という。）に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。

3　承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

（平成 18 年度における給料月額の特例）

4　職員の給料月額は、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当（第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（以下「勤務 1 時間当たりの給与額」という。）の算出の基礎となる手当を含む。）の額、給料の調整額及び勤務 1 時間当たりの給与額（第 19 条に適用する場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

（平成 18 年度における管理職手当の額の特例）

5　管理職手当の支給を受ける職として指定された職（理事長が別に定めるものを除く。）を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間において、第 12 条の規定にかかわらず、第 12 条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100 分の 4 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

（号給の切替え）

6　施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福岡県条例第 27 号。以下「平成 18 年学校職員給与条例等一部改正条例」という。）による改正前の学校職員給与条例（以下「改正前の学校職員給与条例」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級（施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。）、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額の切替え）

7　施行日の前日において、学校職員給与条例別表第 1 の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号給の調整）

8　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

9　承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額（平成24年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号級がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.09を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	１級	１号給から３２号給まで
	２級	１号給から１２号給まで
事務職給料表	１級	１号給から５６号給まで
	２級	１号給から２４号給まで
	３級	１号給から８号給まで

10　前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

11　施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

12　前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第12条及び第25条第4項（第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第12条及び第25条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（給料の調整額の経過措置）

13　承継職員であって、第10条第2項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額（平成22年1月1日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経過措置基準額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	１級	１号給から３２号給まで
	２級	１号給から１２号給まで
事務職給料表	１級	１号給から５６号給まで
	２級	１号給から２４号給まで
	３級	１号給から８号給まで

（承継職員に係る経過措置）

14　附則第 9 項から第 11 項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第 4 項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料の額との合計額」と、「第 6 条及び第 7 条」とあるのは「第 6 条及び第 7 条並びに附則第 9 項から附則第 11 項まで」と読み替えるものとする。

15　手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第 9 項から附則第 11 項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程（平成 18 年法人規程第 17 号）附則第 9 項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。

16　附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表

旧号棒	旧級／経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
1	３月未満		1	1	1
	３月以上６月未満		1	1	1
	６月以上９月未満		1	1	1
	９月以上 12 月未満		1	1	1
	12 月以上		1	1	1
2	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	1	1	1	1
	６月以上９月未満	1	1	1	1
	９月以上 12 月未満	1	1	1	1
	12 月以上	1	1	1	1
3	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	2	1	1
	６月以上９月未満	3	3	1	1
	９月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
4	３月未満	5	5	1	1
	３月以上６月未満	6	6	1	1
	６月以上９月未満	7	7	1	1

	９月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
5	３月未満	9	9	1	1
	３月以上６月未満	10	10	2	1
	６月以上９月未満	11	11	3	1
	９月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
6	３月未満	13	13	5	1
	３月以上６月未満	14	14	6	1
	６月以上９月未満	15	15	7	1
	９月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
7	３月未満	17	17	9	1
	３月以上６月未満	18	18	10	2
	６月以上９月未満	19	19	11	3
	９月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
8	３月未満	21	21	13	5
	３月以上６月未満	22	22	14	6
	６月以上９月未満	23	23	15	7
	９月以上 12 月未満	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
9	３月未満	25	25	17	9
	３月以上６月未満	26	26	18	10
	６月以上９月未満	27	27	19	11
	９月以上 12 月未満	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
10	３月未満	29	29	21	13
	３月以上６月未満	30	30	22	14
	６月以上９月未満	31	31	23	15
	９月以上 12 月未満	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17
11	３月未満	33	33	25	17
	３月以上６月未満	34	34	26	18
	６月以上９月未満	35	35	27	19
	９月以上 12 月未満	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
12	３月未満	37	37	29	21
	３月以上６月未満	38	38	30	22
	６月以上９月未満	39	39	31	23
	９月以上 12 月未満	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
13	３月未満	41	41	33	25
	３月以上６月未満	42	42	34	26
	６月以上９月未満	43	43	35	27
	９月以上 12 月未満	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
14	３月未満	45	45	37	29
	３月以上６月未満	46	46	38	30

	６月以上９月未満	47	47	39	31
	９月以上 12 月未満	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	41	33
15	３月未満	49	49	41	33
	３月以上６月未満	50	50	42	34
	６月以上９月未満	51	51	43	35
	９月以上 12 月未満	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	45	37
16	３月未満	53	53	45	37
	３月以上６月未満	54	54	46	38
	６月以上９月未満	55	55	47	39
	９月以上 12 月未満	56	56	48	40
	12 月以上	57	57	49	41
17	３月未満	57	57	49	41
	３月以上６月未満	58	58	50	42
	６月以上９月未満	59	59	51	43
	９月以上 12 月未満	60	60	52	44
	12 月以上	61	61	53	45
18	３月未満	61	61	53	45
	３月以上６月未満	62	62	54	46
	６月以上９月未満	63	63	55	47
	９月以上 12 月未満	64	64	56	48
	12 月以上	65	65	57	49
19	３月未満	65	65	57	49
	３月以上６月未満	66	66	58	50
	６月以上９月未満	67	67	59	51
	９月以上 12 月未満	68	68	60	52
	12 月以上	69	69	61	53
20	３月未満	69	69	61	53
	３月以上６月未満	70	70	62	54
	６月以上９月未満	71	71	63	55
	９月以上 12 月未満	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	65	57
21	３月未満	73	73	65	57
	３月以上６月未満	74	74	66	58
	６月以上９月未満	75	75	67	59
	９月以上 12 月未満	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	69	61
22	３月未満	77	77	69	61
	３月以上６月未満	78	78	70	62
	６月以上９月未満	79	79	71	63
	９月以上 12 月未満	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	73	65
23	３月未満	81	81	73	65
	３月以上６月未満	82	82	74	66
	６月以上９月未満	83	83	75	67
	９月以上 12 月未満	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	77	69
24	３月未満	85	85	77	69

	３月以上６月未満	86	86	78	70
	６月以上９月未満	87	87	79	71
	９月以上 12 月未満	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	81	73
25	３月未満	89	89	81	
	３月以上６月未満	90	90	82	
	６月以上９月未満	91	91	83	
	９月以上 12 月未満	92	92	84	
	12 月以上	93	93	85	
26	３月未満	93	93	85	
	３月以上６月未満	94	94	86	
	６月以上９月未満	95	95	87	
	９月以上 12 月未満	96	96	88	
	12 月以上	97	97	89	
27	３月未満	97	97	89	
	３月以上６月未満	98	98	89	
	６月以上９月未満	99	99	89	
	９月以上 12 月未満	100	100	89	
	12 月以上	101	101	89	
28	３月未満	101	101		
	３月以上６月未満	102	102		
	６月以上９月未満	103	103		
	９月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
29	３月未満	105	105		
	３月以上６月未満	106	105		
	６月以上９月未満	107	105		
	９月以上 12 月未満	108	105		
	12 月以上	109	105		
30	３月未満	109			
	３月以上６月未満	110			
	６月以上９月未満	111			
	９月以上 12 月未満	112			
	12 月以上	113			
31	３月未満	113			
	３月以上６月未満	114			
	６月以上９月未満	115			
	９月以上 12 月未満	116			
	12 月以上	117			
32	３月未満	117			
	３月以上６月未満	118			
	６月以上９月未満	119			
	９月以上 12 月未満	120			
	12 月以上	121			
33	３月未満	121			
	３月以上６月未満	122			
	６月以上９月未満	123			
	９月以上 12 月未満	124			
	12 月以上	125			

34	３月未満	125			
	３月以上６月未満	126			
	６月以上９月未満	127			
	９月以上 12 月未満	128			
	12 月以上	129			
35	３月未満	129			
	３月以上６月未満	129			
	６月以上９月未満	129			
	９月以上 12 月未満	129			
	12 月以上	129			

附　則（平成 18 年 12 月 21 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年 3 月 26 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 2 月 22 日理事長専決）

（施行期日）

1　この規程は、平成 20 年 2 月 22 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 28 条第 2 項の改正規程は平成 19 年 12 月 1 日から適用する。

附　則（平成 20 年 2 月 22 日理事長専決）

（施行期日）

1　この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 24 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 3 月 23 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 12 月 14 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、第 6 条教育職給料表（別表第 1）、事務職給料表（別表第 2）、第 16 条、附則 9 及び附則 13 は平成 22 年 1 月 1 日から、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条及び第 28 条は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 11 月 30 日理事会専決）

（施行期日）

1　この規程は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 1 日理事会専決）

（施行期日）

この規程は、第6条教育職給料表（別表第1)、事務職給料表（別表第2)、附則9は平成23年1月1日から、第25条及び第28条は平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成23年12月7日理事会専決）

（施行期日）

この規程は、平成23年12月7日から施行する。ただし、第6条中教育職給料表（別表第1)、事務職給料表（別表第2)、附則9は平成24年1月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の福岡女子大学職員給与規程第25条第2項の規定に関わらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という）から次に掲げる額の合計額（以下「調整の額」という）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整の額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

1　平成23年4月1日（同月2日から12月1日までの間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）となった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く）にあっては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料（調整額を含む)、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という）の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	１級	１号級から８４号級まで
	２級	１号級から６４号級まで
	３級	１号級から５２号級まで
	４級	１号級から２４号級まで
事務職給料表	１級	１号級から１０８号級まで
	２級	１号級から４９号級まで
	３級	１号級から１６号級まで

2　平成23年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

3　平成23年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じた額

附　則（平成24年12月27日理事長専決）

1　この規程は、平成24年12月27日から施行し、平成24年11月17日から適用する。

附　則（平成25年3月25日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2　改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第 14 号）第 16 条に規定していた次の各号に掲げる規定については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、その効力を有する。この場合において、第 1 号中「4,500 円」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間にあっては「3,000 円」と、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間にあっては「1,500 円」とし、改正後の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第 14 号）第 16 条第 3 項の適用にあたっては、同項中「第 1 項」及び「前項」とあるのはそれぞれ「第 1 項又は附則第 2 項第 1 号」、「附則第 2 項第 2 号又は前項」と読み替えるものとする。

（１）世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの（理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。）には、月額 4,500 円の住居手当を支給する。

（２）第 18 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任手当受給職員」という。）で、直前の住居につき前号の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、前号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が前号の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。

附　則（平成 26 年 3 月 24 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 26 年 12 月 22 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規定は、平成 26 年 12 月 22 日から施行し、第 6 条教育職給料表（別表第 1）、事務職給料表（別表第 2）、第 10 条第 2 項調整基本表（別表第 4）及び第 11 条は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。第 28 条は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附　則（平成 27 年 3 月 23 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第 14 号）（以下「改正後の給与規程」という。）第 7 条第 5 項の規定は、同日以降の勤務成績に応じて行う昇給から適用する。

（平成 18 年給料の切替えに伴う経過措置の廃止）

2　この規程の施行日から平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項から第 12 項に定める給料切替えに伴う経過措置は廃止する。

（平成 18 年給料の切替えに伴う経過措置廃止に伴う経過措置）

3　承継職員で、この規程の施行日の前日において前項の規定による改正前の公立大学法人福岡女

子大学職員給与規程（法人規程第 14 号）（以下「改正前の給与規程」という。）平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項の規定による給料の支給を受けていたものには、その者の受ける給料月額のほか、経過措置基準額（施行日の前日において支給を受けていた給料月額と同項に規定する差額に相当する額との合計額から平成 27 年 3 月 31 日において支給を受けていた給料月額とその者の受ける給料月額のいずれか高い額を減じた額（零を上まわるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を減じた額を給料として支給する。ただし、当該減ずる額が経過措置基準額以上となるときは、この規定による給料は支給しない。

（1）施行日から平成 28 年 3 月 31 日まで　経過措置基準額に 3 分の 1 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が 3,000 円を超える場合は 3,000 円とする。）

（2）平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで　経過措置基準額に 3 分の 2 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額とし、その額が 6,000 円を超える場合は 6,000 円とする。）

（3）平成 29 年 4 月 1 日以降　施行日以降の期間について、経過した年数 1 年につき 3,000 円を乗じて得た額に 3,000 円を加算した額

4　前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5　この規程の施行日の前日に改正前の給与規程平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 9 項の規定による給料の支給を受けていない職員のうち、異動又は任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、理事長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

6　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

7　前項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の給与規程第 25 条第 4 項（改正後の給与規程第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の給与規程第 25 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額との合計額」とする。ただし、附則第 3 項から第 6 項の規定の適用を受ける者については、給与規程第 25 条第 4 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と前項の規定による給料の額及び平成 27 年 4 月 1 日施行附則第 3 項の規定による給料との合計額」とする。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

8　切替日から平成32年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関しては、それぞれ 100 分の 6 を超えない範囲内、30,000 円を超えない範囲内で理事長が別に定める割合、額とする。

附　則（平成 28 年 2 月 9 日理事長専決）

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年 2 月 9 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 28 年 3 月 24 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条の 2 中入試手当（別表第 5）については平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 29 年 1 月 12 日理事長専決）

（施行期日）

1　この規程は、平成 29 年 1 月 12 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 13 条及び第 14 条の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2　平成 28 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第 14 号）（以下「改正前の給与規程」という。）別表第 2 事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第 1 の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3　切替日の前日において改正前の給与規程別表第 2 事務職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

（切替えの特例）

4　切替日に職務の級を異にして異動する職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における前 2 項の規定の適用については、附則第 2 項中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

6（1）平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 14 条第 3 項第 3 号から第 4 号までの規定は適用せず、改正後の第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの（以下「教 4 級職員」という。）にあ

っては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」と、同条第 1 項中「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合）とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。)」

と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親 族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（２）平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 14 条第 3 項第 3 号から第 4 号までの規定は適用せず、改正後の第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6

号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教4級職員」という。）にあっては3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（3）平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号」とする。

附則別表1（附則第2項関係）職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	1級
3級	2級
4級	3級
5級	4級
6級	5級
7級	6級

附則別表2（附則第3項関係）号給の切替表

旧級／旧号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	33	21	25	17	17	25
2	2	34	22	26	18	18	26
3	3	35	23	27	19	19	27
4	4	36	24	28	20	20	28
5	5	37	25	29	21	21	29
6	6	38	26	30	22	22	30
7	7	39	27	31	23	23	31
8	8	40	28	32	24	24	32
9	9	41	29	33	25	25	33
10	10	42	30	34	26	26	34
11	11	43	31	35	27	27	35
12	12	44	32	36	28	28	36
13	13	45	33	37	29	29	37
14	14	46	34	38	30	30	38
15	15	47	35	39	31	31	39
16	16	48	36	40	32	32	40
17	17	49	37	41	33	33	41

18	18	50	38	42	34	34	42
19	19	51	39	43	35	35	43
20	20	52	40	44	36	36	44
21	21	53	41	45	37	37	45
22	22	54	42	46	38	38	46
23	23	55	43	47	39	39	47
24	24	56	44	48	40	40	48
25	25	57	45	49	41	41	49
26	26	58	46	50	42	42	50
27	27	59	47	51	43	43	51
28	28	60	48	52	44	44	52
29	29	61	49	53	45	45	53
30	30	62	50	54	46	46	54
31	31	63	51	55	47	47	55
32	32	64	52	56	48	48	56
33	33	65	53	57	49	49	57
34	34	66	54	58	50	50	58
35	35	67	55	59	51	51	59
36	36	68	56	60	52	52	60
37	37	69	57	61	53	53	61
38	38	70	58	62	54	54	62
39	39	71	59	63	55	55	63
40	40	72	60	64	56	56	64
41	41	73	61	65	57	57	65
42	42	74	62	66	58	58	66
43	43	75	63	67	59	59	67
44	44	76	64	68	60	60	68
45	45	77	65	69	61	61	69
46	46	78	66	70	62	62	70
47	47	79	67	71	63	63	71
48	48	80	68	72	64	64	72
49	49	81	69	73	65	65	73
50	50	82	70	74	66	66	74
51	51	83	71	75	67	67	75
52	52	84	72	76	68	68	76
53	53	85	73	77	69	69	77
54	54	86	74	78	70	70	78
55	55	87	75	79	71	71	79
56	56	88	76	80	72	72	80
57	57	89	77	81	73	73	81
58	57	90	78	82	74	74	82
59	58	91	79	83	75	75	83
60	58	92	80	84	76	76	84
61	59	93	81	85	77	77	85
62	59	93	82	86	78	78	

63	60	93	83	87	79	79	
64	60	93	84	88	80	80	
65	61	93	85	89	81	81	
66	61	93	86	90	82	82	
67	62	93	87	91	83	83	
68	62	93	88	92	84	84	
69	63	93	89	93	85	85	
70	63	93	90	94	86	86	
71	64	93	91	95	87	87	
72	64	93	92	96	88	88	
73	65	93	93	97	89	89	
74	65	93	94	98	90	90	
75	66	93	95	99	91	91	
76	66	93	96	100	92	92	
77	67	93	97	101	93	93	
78	67	93	98	102	94	94	
79	68	93	99	103	95	95	
80	68	93	100	104	96	96	
81	69	93	101	105	97	97	
82	70	93	102	106	98	98	
83	71	93	103	107	99	99	
84	72	93	104	108	100	100	
85	73	93	105	109	101	101	
86	73	93	106	110	102	102	
87	74	93	107	111	103	103	
88	74	93	108	112	104	104	
89	75	93	109	113	105	105	
90	75	93	110	114	106		
91	76	93	111	115	107		
92	76	93	112	116	108		
93	77	93	113	117	109		
94		93	114	118	110		
95		93	115	119	111		
96		93	116	120	112		
97		93	117	121	113		
98		93	118	122	114		
99		93	119	123	115		
100		93	120	124	116		
101		93	121	125	117		
102		93	122	126	118		
103		93	123	127	119		
104		93	124	128	120		
105		93	125	129	121		
106		93	126	130			
107		93	127	131			

108		93	128	132			
109		93	129	133			
110		93	130	134			
111		93	131	135			
112		93	132	136			
113		93	133	137			
114		93		138			
115		93		139			
116		93		140			
117		93		141			
118		93					
119		93					
120		93					
121		93					
122		93					
123		93					
124		93					
125		93					

附　則（平成 29 年 12 月 21 日理事長専決）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 12 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 30 年 12 月 26 日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 12 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 12 月 25 日理事会決定）

（施行期日）

1　この規程は、令和元年 12 月 25 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 16 条第 1 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2　第 16 条第 1 項の改正規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）から令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正前の規定により算出される住居手当の月額に相当する額から改正後の規定により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、改正後の規定にかかわらず、改正後の規定により算出される住居手当の月額に相当する額に次号以下に定める額を加算した額の住居手当を支給する。

(1) 一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に2分の1を乗じて得た額

(2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に4分の1を乗じて得た額

附　則（令和2年9月29日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附　則（令和2年12月1日理事長専決）

（施行期日）

1　この規程は、令和2年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

2　第25条については令和2年度に限り、令和2年6月1日を基準日として支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第28条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の110、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）6か月　100分の100

（２）5か月以上6か月未満　100分の80

（３）3か月以上5か月未満　100分の60

（４）3か月未満　100分の30

附　則（令和3年12月1日理事長専決）

（施行期日）

1　この規程は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

2　第25条については令和3年度に限り、6月1日を基準日として支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員（第28条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の107.5、12月1日を基準日として支給する期末手当の額は期末手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）6か月　100分の100

（２）5か月以上6か月未満　100分の80

（３）3 か月以上 5 か月未満　100 分の 60

（４）3 か月未満　100 分の 30

附　則

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和 4 年 12 月 26 日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、令和 4 年 12 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和 5 年 12 月 25 日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、令和 5 年 12 月 25 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和 6 年 10 月 30 日理事長専決）

（施行期日）

1　この規程は、令和 6 年 10 月 30 日から施行する。ただし、改正後の第 16 条第 2 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

2　令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、改正前の規定により算出される住居手当の月額に相当する額から改正後の規定により算出される住居手当を減じた額が零を上回ることとなる職員に対しては、改正後の規定にかかわらず、改正後の規定により算出される住居手当の月額に相当する額に次号以下に定める額を加算した額の住居手当を支給する。

（１）令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に 2 分の 1 を乗じて得た額

（２）令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

改正前の規定による住居手当の月額に相当する額から改正後の規定による住居手当の月額に相当する額を減じた額に 4 分の 1 を乗じて得た額

附　則（令和 6 年 12 月 23 日理事会決定）

（施行期日）

この規程は、令和 6 年 12 月 23 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（令和 7 年 3 月 24 日理事会承認）

（施行期日）

1　この規程は、令和 7 年 4 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。

（号給の切替え）

2　施行日の前日において改正前の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第 14 号）（以下「改正前の給与規程」という。）別表第 1 又は別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定め

る号給とする。

（施行日において昇格又は昇給する職員の号給の切替えに関する経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、施行日の前日において改正前の給与規程別表第１又は別表第２の給料表の適用を受けていた職員であって施行日において第７条の規定に基づき昇格又は昇給をする者の号給は、施行前の給与規程を適用して昇格又は昇給した後の号給に応じて附則別表に定める号給とする。

（令和８年３月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

４　施行日から令和８年３月 31 日までの間における改正後の公立大学法人福岡女子大学職員給与規程（法人規程第 14 号）（以下「改正後の給与規程」という。）第 13 条の規定の適用については、「支給する。」の下に「ただし、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教４級職員に対しては支給しない。」を加え、同条第２項中「（５）重度心身障がい者」とあるのは「（５）重度心身障がい者　（６）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」と、同条第３項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については 3,000 円とする。」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

５　改正後の給与規程第 18 条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（定年に関する経過措置）

６　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の４月１日（附則第８項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第６条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第７条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。

７　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）令和７年３月 24 日改正前就業規則第 21 条第１項に掲げる職員に相当する職員

（２）令和７年３月 24 日改正後就業規則（以下「新就業規則」という。）第 12 条の４第１項又は第２項の規定により、同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む）を延長された同規則第 12 条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

８　新就業規則第 12 の２第１項本文に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 10 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第６項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第６項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

９　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第６条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第６条第３項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

１０　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 6 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 8 項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

１１　附則第８項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第６項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

１２　附則第８項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第 25 条第４項（第 28 条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第 25 条第４項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第８項、第 10 又は第 11 項の規定による給料の額との合計額」とする。

１３　当分の間、第６項の措置については、就業規則第 12 条に規定する降給する場合とみなす。

１４　附則第６項から前項までに定めるもののほか、附則第６項の規定による給料月額、附則第８項の規定による給料その他附則第６項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第１（附則第２項関係）号給の切替表

イ　教育職給料表（別表第１）の適用を受ける職員

旧号給	新　号　給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8

49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	

86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ロ　事務職給料表（別表第 2）の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1

13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37

50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	

87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98	94	94	
103	99	95	95	
104	100	96	96	
105	101	97	97	
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		
113	109	105		
114	110	106		
115	111	107		
116	112	108		
117	113	109		
118	114	110		
119	115	111		
120	116	112		
121	117	113		
122	118			
123	119			

124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			
130	126			
131	127			
132	128			
133	129			
134	130			
135	131			
136	132			
137	133			
138	134			
139	135			
140	136			
141	137			

別表第１（第６条関係）教育職給料表　（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級	４級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	261,400	340,300	393,600	461,300
2	263,600	341,900	395,300	470,100
3	265,700	343,500	396,700	478,500
4	267,600	345,000	398,000	486,600
5	269,400	346,500	399,200	494,900
6	270,900	348,100	400,200	502,600
7	272,400	349,700	401,200	509,900
8	273,900	351,300	402,200	516,900
9	275,700	352,700	403,100	523,600
10	277,700	354,700	404,200	529,800
11	279,700	356,700	405,300	534,500
12	281,700	358,700	406,400	538,000
13	283,700	360,500	407,500	541,500
14	285,900	362,100	408,600	544,700

15	288,000	363,700	409,700	547,700
16	290,100	365,300	410,800	550,200
17	292,000	366,600	411,900	552,300
18	294,700	368,100	413,000	
19	297,400	369,500	414,100	
20	300,000	370,800	415,300	
21	302,600	372,100	416,300	
22	305,000	373,300	417,400	
23	307,400	374,500	418,500	
24	309,600	375,600	419,700	
25	311,800	376,700	420,600	
26	313,800	378,100	421,700	
27	315,800	379,400	422,800	
28	317,800	380,700	423,800	
29	319,800	382,000	424,800	
30	321,700	383,300	425,900	
31	323,600	384,600	427,000	
32	325,500	385,900	428,100	
33	327,300	387,200	429,100	
34	329,200	388,400	430,300	
35	331,100	389,600	431,500	
36	333,000	390,700	432,700	
37	334,700	391,800	433,400	
38	335,900	393,000	434,300	
39	337,000	394,100	435,200	
40	338,100	395,200	436,000	
41	338,700	396,300	436,800	
42	339,100	397,500	437,700	
43	339,500	398,700	438,600	
44	339,900	399,800	439,400	
45	340,500	400,800	440,100	
46	341,000	401,800	441,000	
47	341,500	402,800	442,000	
48	341,900	403,700	442,900	
49	342,300	404,900	443,800	
50	342,700	406,300	444,700	
51	343,100	407,700	445,700	

52	343,500	409,100	446,600	
53	343,900	409,900	447,600	
54	344,300	410,900	448,600	
55	344,700	411,900	449,500	
56	345,100	413,000	450,500	
57	345,500	413,900	451,400	
58	345,900	414,700	452,300	
59	346,300	415,500	453,200	
60	346,700	416,200	454,200	
61	347,100	416,900	455,000	
62	347,500	417,800	455,400	
63	347,900	418,600	456,000	
64	348,300	419,200	456,600	
65	348,700	419,800	457,200	
66	349,100	420,200	457,900	
67	349,500	420,500	458,200	
68	349,900	420,800	458,800	
69	350,300	421,100	459,200	
70	350,800	421,400	459,500	
71	351,200	421,600	459,800	
72	351,600	421,900	460,100	
73	351,900	422,100	460,400	
74	352,400	422,400		
75	352,800	422,700		
76	353,200	423,000		
77	353,600	423,200		
78	354,100	423,400		
79	354,600	423,700		
80	355,100	424,000		
81	355,600	424,200		
82	356,300	424,500		
83	357,000	424,800		
84	357,700	425,100		
85	358,300	425,300		
86	358,900	425,600		
87	359,500	425,900		
88	360,100	426,100		

89	360,600	426,300		
90	361,000	426,600		
91	361,400	426,900		
92	361,800	427,100		
93	362,200	427,300		
94	362,600			
95	363,100			
96	363,500			
97	364,100			
98	364,600			
99	365,000			
100	365,500			
101	365,900			
102	366,400			
103	366,700			
104	367,100			
105	367,600			
106	368,000			
107	368,500			
108	369,000			
109	369,400			
110	369,900			
111	370,300			
112	370,700			
113	371,100			
114	371,500			
115	371,900			
116	372,300			
117	372,700			
118	373,100			
119	373,500			
120	373,900			
121	374,200			
122	374,600			
123	375,100			
124	375,400			
125	375,800			

126	376,300			
127	376,800			
128	377,200			
129	377,600			

備考　この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第２（第６条関係）事務職給料表　（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	391,200
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	393,700
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	396,200
25	220,000	262,200	292,400	334,200	359,900	398,600

26	221,700	263,300	293,400	336,100	361,700	400,900
27	223,000	264,200	294,400	337,800	363,400	403,100
28	224,300	265,400	295,500	339,400	365,100	405,400
29	225,600	266,400	296,600	340,900	366,500	407,200
30	226,700	267,500	297,800	342,500	367,800	409,200
31	227,800	268,800	298,900	344,100	369,000	411,000
32	228,900	269,900	300,100	345,700	370,400	412,800
33	230,000	270,800	301,300	347,400	373,700	414,700
34	231,100	271,800	302,600	349,200	375,600	416,500
35	232,200	272,800	303,900	351,000	377,500	418,300
36	233,300	273,600	305,200	352,800	379,500	420,200
37	235,600	274,800	306,500	354,300	381,000	422,000
38	237,100	276,000	307,800	355,700	382,800	423,500
39	238,600	277,000	309,100	357,100	384,600	425,000
40	240,000	278,000	310,400	358,500	386,100	426,600
41	241,300	279,000	311,400	360,000	387,800	428,200
42	242,700	280,200	313,100	360,800	389,200	429,400
43	244,000	281,400	314,800	361,800	390,700	430,700
44	245,300	282,400	316,300	362,800	392,200	431,900
45	246,200	283,900	317,800	365,700	393,600	433,100
46	247,300	285,200	319,700	367,000	394,800	434,400
47	248,300	286,300	321,600	368,400	396,000	435,700
48	249,400	287,500	323,300	369,700	397,100	436,900
49	250,600	288,600	324,900	371,000	398,200	438,000
50	251,800	290,100	326,600	371,900	399,400	438,800
51	253,000	291,400	328,300	373,000	400,600	439,600
52	254,000	292,600	330,100	374,000	401,700	440,400
53	254,900	293,800	331,400	374,800	402,400	440,900
54	256,000	295,300	333,300	375,700	403,000	441,600
55	257,000	296,400	335,100	376,600	403,700	442,300
56	257,900	297,700	337,100	377,500	404,300	443,000
57	258,900	298,900	339,000	378,400	404,900	443,800
58	259,800	300,300	340,900	379,200	405,500	444,600
59	260,700	301,600	342,800	380,000	406,000	445,000

60	261,400	303,000	344,700	380,700	406,300	445,600
61	262,300	304,100	346,500	381,400	406,700	446,100
62	262,800	305,500	348,400	382,000	407,000	446,500
63	263,300	306,900	350,100	382,600	407,300	446,900
64	263,900	308,000	351,900	383,300	407,600	447,300
65	264,800	309,400	353,400	383,800	407,900	447,700
66	265,500	310,800	354,800	384,400	408,200	448,100
67	266,100	312,200	356,300	385,000	408,500	448,500
68	266,600	313,600	357,700	385,700	408,800	448,800
69	267,100	314,300	359,300	386,100	409,100	449,100
70	268,100	315,500	360,100	386,800	409,400	449,500
71	269,200	316,800	361,300	387,400	409,700	449,800
72	270,200	318,200	362,300	388,000	409,900	450,100
73	271,100	319,500	363,200	388,400	410,200	450,400
74	272,100	321,100	364,300	389,000	410,500	
75	273,100	322,700	365,200	389,600	410,800	
76	274,100	324,000	366,200	390,200	411,100	
77	274,900	325,600	367,100	390,600	411,300	
78	275,700	326,700	367,800	391,100	411,600	
79	276,600	327,900	368,500	391,600	411,900	
80	277,500	329,000	369,200	392,200	412,200	
81	278,400	329,700	369,600	392,500	412,400	
82	279,100	330,600	370,200	392,900	412,700	
83	280,000	331,300	370,800	393,300	413,000	
84	280,900	332,000	371,500	393,700	413,200	
85	281,600	332,900	371,800	394,000	413,400	
86	282,300	333,300	372,500	394,300	413,700	
87	283,200	334,000	373,100	394,600	414,000	
88	284,100	334,700	373,800	394,900	414,200	
89	284,800	335,500	374,100	395,100	414,400	
90	285,600	336,100	374,700	395,400	414,700	
91	286,500	336,800	375,300	395,700	415,000	
92	287,400	337,500	375,900	395,900	415,200	
93	288,600	338,100	376,300	396,100	415,400	

94		338,700	376,800	396,400	415,700	
95		339,100	377,500	396,700	416,000	
96		339,700	378,100	396,900	416,200	
97		340,000	378,500	397,100	416,400	
98		340,500	379,000	397,400		
99		340,900	379,600	397,700		
100		341,400	380,100	397,900		
101		341,800	380,600	398,100		
102		342,300	381,200	398,400		
103		342,700	381,700	398,700		
104		343,200	382,000	398,900		
105		343,500	382,400	399,100		
106		343,900	382,900	399,400		
107		344,300	383,300	399,700		
108		344,700	383,700	399,900		
109		345,000	384,100	400,100		
110		345,400	384,600	400,400		
111		345,900	385,000	400,700		
112		346,300	385,400	400,900		
113		346,600	385,700	401,100		
114		346,900	386,100			
115		347,400	386,500			
116		347,800	386,900			
117		347,900	387,200			
118		348,400	387,600			
119		348,800	388,000			
120		349,100	388,300			
121		349,400	388,600			
122		349,800	389,000			
123		350,200	389,300			
124		350,600	389,600			
125		351,100	389,900			
126		351,500	390,200			
127		351,900	390,500			

128		352,300	390,800			
129		352,800	391,100			
130		353,200	391,400			
131		353,500	391,700			
132		353,800	392,000			
133		354,300	392,200			
134			392,500			
135			392,800			
136			393,000			
137			393,200			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第３（第６条第２項関係）級別標準職務表

イ　教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
１級	大学の助教及び助手の職務
２級	大学の講師の職務
３級	大学の准教授の職務
４級	大学の教授の職務

ロ　事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1　主査の職務 2　副センター長の職務
4級	困難な業務を所掌する副センター長の職務
5級	センター長の職務
6級	困難な業務を所掌するセンター長の職務

別表第４（第10条第２項関係）　調整基本額表

ア　教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,500円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,000円

別表第５（第２４条の２関係）　入試手当

試験種別		業務区分	手当額	
大学入学共通テスト		試験本部員	１日あたり	10,000 円
		試験監督者	１科目あたり	3,000 円
一般選抜	前期日程	出題等責任者	１科目あたり	30,000 円
		出題等業務	１科目あたり	20,000 円
		校閲	１科目あたり	4,000 円
		採点	「英語」	3,000 円
			１科目あたり（「英語」を除く）	2,000 円

		試験本部員	１日あたり	10,000 円
		試験監督者	１科目あたり	3,000 円
	後期日程	出題等責任者	１科目あたり	30,000 円
		出題等業務	１科目あたり	20,000 円
		校閲	１科目あたり	4,000 円
		採点	１科目あたり	2,000 円
		試験本部員	１日あたり	10,000 円
		試験監督者	１科目あたり	3,000 円
総合型選抜		試験本部員	1 日あたり	10,000 円
		出題等責任者	1 科目あたり	20,000 円
		出題等業務	1 科目あたり	10,000 円
		出題等業務②	1 科目あたり	2,000 円
		校閲	1 科目あたり	4,000 円
		採点	1 科目あたり	2,000 円
		試験担当者	1 試験あたり	4,000 円
		面接者	半日(4 時間以内)あたり	5,000 円
			1 日(4 時間超)あたり	10,000 円
		書類審査	50 件以内	2,000 円
			50 件超	3,000 円
学校推薦型選抜		試験本部員	１日あたり	10,000 円
		面接者	半日（４時間以内）あたり	5,000 円
			１日（４時間超）あたり	10,000 円
		書類審査	50 件以内	2,000 円
			50 件超	3,000 円
前期日程・後期日程 追試験 外国人留学生選抜 （本試験・追試験） 帰国生特別選抜・ 社会人特別選抜 （本試験・追試験）		出題等責任者	1 科目あたり	20,000 円
		出題等業務	1 科目あたり	10,000 円
		校閲	1 科目あたり	4,000 円
		採点	1 科目あたり	2,000 円
		試験本部員	１日あたり	10,000 円
		試験監督者	１科目あたり	3,000 円
		面接者	半日（４時間以内）あたり	5,000 円
			１日（４時間超）あたり	10,000 円
		書類審査	50 件以内	2,000 円
			50 件超	3,000 円

大学院入試	出題等責任者	4,500 円
	出題等業務	2,000 円
	採点	1,000 円
	試験監督者	１日あたり　4,000 円
	面接者	

備考　　業務の内容（第２４条の２関係）

業務区分	業務内容
出題等責任者	全てのとりまとめ業務・作業業務 ※講義業務を含む、口頭試問担当業務を含む ※総合型選抜の試験監督業務を含む
出題等業務	作成・確認作業・当日待機 ※採点は除く　※講義業務を含む ※総合型選抜における出題業務②の対象は、「グループディスカッション」とする。
校閲	校閲業務　※出題等責任者・出題者は対象外
採点	採点業務　※出題者にも支給
試験本部員	試験本部業務 ※総合型選抜における採点・試験監督・面接・試験担当・書類審査業務を含む。 ※外国人留学生交流協定校推薦型選抜における面接・書類審査業務を含む。
試験監督者	試験監督業務
面接者	面接業務
試験担当者	試験担当業務 ※主にグループディスカッション・口頭試問・発表に対する質疑応答等の業務